

第1章 プランの基本的な考え方

1. プラン策定に当たって

「男女共同参画社会基本法」では、国と地方公共団体は、共通の基本理念にのっとり、施策を行うことにより、全体としての男女共同参画社会の形成を目指すことが規定されています。このため、都道府県は国の男女共同参画基本計画を、市町村は国の男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案してそれぞれ計画を策定することとされています。

本プランは、「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画社会の実現を目指す取組を寝屋川市で具体的に推進するためのものです。

2. プランの目指す姿

寝屋川市は多様な生き方の選択による イノベーションを創出します

「第六次寝屋川市総合計画（計画期間：令和3年度～令和9年度）」では、寝屋川市の将来像を、「新たな価値を創り、選ばれるまち 寝屋川 ～イノベーションの創出～」とし、寝屋川市の新たな未来を切り拓くため、従来の枠組みに捉われない新たな価値とイノベーションを創出し、現在の市民及び将来の市民に選ばれるまちを目指しています。この“新たな価値とイノベーションの創出”には、性別に捉われない多様な価値観や視点が欠かせません。

本プランは、「男女共同参画社会基本法」における基本理念と「第六次寝屋川市総合計画」で掲げる将来像を踏まえ、誰もが人権を尊重され、個性と能力を十分に発揮できる活力にあふれた豊かな男女共同参画社会をつくとともに、多様な生き方の選択により、寝屋川市の新たな価値とイノベーションの創出を目指します。

※ イノベーション：画期的な技術や新しい仕組みを創造し、変革を起こすことで経済や社会に価値を生み出すこと。

3. 基本的な視点

「男女共同参画社会基本法」の基本理念を踏まえ、社会状況の変化による新たな課題も念頭において、以下の基本的な視点を基盤として、本プランにおける関連施策や取組を推進します。

(1) 持続可能な活力ある社会を次世代に引き継ぐ

持続可能で活力のある社会の実現は、我が国のみならず世界共通の目標となっています。そのためには、あらゆる分野においてジェンダー平等、男女共同参画の視点が常に確保されることが必要です。

(2) 実質的な男女の平等の実現に向けた取組の強化

我が国は、男女間の格差を示す国際的な指標である「ジェンダーギャップ指数」が先進国中、極めて低位に位置しており、中でも政治・経済分野における男女格差の縮小が国を挙げての課題となっています。女性が十分に参画できていない分野への目標達成とその先の実質的な男女の平等の実現に向けた、ポジティブ・アクションも含めた積極的な取組が必要です。

(3) 男女が共に実現する、あらゆる分野での活躍

男女共同参画は、女性だけでなく男性も豊かな人生を送ることにつながります。働く場面、地域における様々な活動などのあらゆる分野で、男女が活躍できるよう、性別に関わらず、仕事と家事・育児・介護やその他の生活を両立できる環境が整備される必要があります。

(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

被害者の多くが女性である、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」といいます。）に加えて、主に若年女性が被害を受ける性暴力の問題が顕在化するなど、女性に対する暴力をめぐる状況が多様化しています。女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する必要があります。

(5) 市民等と行政のパートナーシップによる取組の推進

男女共同参画社会の実現には、行政における施策の推進だけでなく、市民・地域・団体、事業者による主体的な行動や取組が欠かせません。そのため、市民・地域・団体、事業者への働きかけとともに市民等と行政のパートナーシップ関係の構築を図ります。

4. プラン策定の背景

(1) 世界における近年の動向

国連を中心に進められてきた、世界における男女平等・男女共同参画の取組では、昭和 54 年に採択された「女子差別撤廃条約」と、平成 7 年に開催された「第 4 回世界女性会議（北京会議）」において採択された、「北京宣言・行動綱領」が、現在に至るまで、世界における男女平等・男女共同参画推進の国際規範・基準となっています。

平成 27 年には、国際社会共通の目標として採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（SDGs）」における 17 の目標の一つとして「ジェンダー平等の実現」が設定されています。今後は、「北京行動綱領」と「2030 アジェンダ（SDGs）」といった国際合意事項の確実な履行が課題となっています。

平成 28 年 6 月に「SOGI（ソジ、ソギ）」に関する差別や嫌がらせへの取組として、国連の補助機関の一つである国連人権理事会で「性的指向と性自認を理由とする暴力と差別からの保護」に関する決議を賛成多数で可決しました。

また、令和元年に、日本で開催された「G20 サミット（金融・世界経済に関する首脳会合）」の成果文書「G20 大阪首脳宣言」には、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、持続可能で包摂的な経済成長に不可欠である」と明記されています。

このように、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」は、人権の視点からも社会経済発展の視点からも世界共通の課題として共有されています。



(2) 国における近年の動向

我が国では、平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」において、『女性の力』は、これまで活かしきれなかった我が国最大の潜在力である」と表現され、「女性の活躍推進」が重点施策に位置付けられました。平成 26 年には、内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置され、「すべての女性が輝く政策パッケージ」が取りまとめられました。同本部では、平成 27 年からは毎年、「女性活躍加速のための重点方針」が決定されています。

主な法制度の動向としては、平成 28 年に、「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」、「ストーカー規制法」がそれぞれ改正されました。平成 30 年には、政治の分野における男女共同参画を目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（候補者男女均等法）」が公布・施行されました。また、同年には長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現や公正な待遇の確保を目的とした「働き方改革関連法」が成立しました。

令和元年には、平成 28 年 4 月に施行された「女性の就業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」といいます。）」の一部改正が行われ、一般事業主行動計画の策定・届出

義務及び自社の女性活躍に関する情報公表義務の対象が、常時雇用する労働者 101 人以上の事業主に拡大（令和 4 年 4 月 1 日施行）されました。また、同年にセクシュアル・ハラスメントなど職場でのハラスメント防止対策の強化を目的とする「男女雇用機会均等法」等の改正や住民票、マイナンバーカード等への旧姓併記も施行されています。

令和 2 年に、男女共同参画社会基本法に基づく第 5 次男女共同参画基本計画が策定されました。策定の背景として、新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響、人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加、国内外で高まる女性に対する暴力根絶の社会運動、ジェンダー平等に向けた世界的な潮流などの社会情勢や環境変化があげられています。

また、我が国は国際的にみて、政策・方針決定過程への女性の参画が遅れており、第 4 次男女共同参画基本計画で掲げた「指導的地位に占める女性割合 30%」の目標が達成できなかったことから、引き続き、「2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性割合 30%程度を目指す」こととなりました。

(3)大阪府における近年の動向

大阪府では、平成 13 年にすべての人が個人として尊重され、性別に捉われることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現を目指し、「おおさか男女共同参画プラン」を策定されました。平成 18 年に一部改訂後、その後の後継計画としては、平成 23 年に「おおさか男女共同参画プラン(2011-2015)」策定、平成 28 年に「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」策定と続いています。同プランの計画期間終了に伴い、「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」が、令和 3 年に策定されています。

また、平成 17 年に「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定されて以降、数度の見直しを重ねながら、取組が進められており、平成 29 年には「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2017-2021)」が策定されました。

さらに、令和元年 10 月には、性的指向及び性自認の多様性が尊重され、すべての人が自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が施行され、令和 2 年 1 月からは、同性パートナーに対する「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」が開始されています。

(4)寝屋川市の取組

相談支援、就労支援、啓発等の取組

本市では、平成 25 年度から、DV 被害者緊急一時保護事業委託を開始し、翌年度に、DV 加害者対応マニュアルを作成し、庁内及び関係機関へ配布しました。

平成 27 年度から平成 28 年度にかけて、男女共同参画推進センター（ふらっと ねやがわ）で実施している女性の心の悩み相談（カウンセリング）の面接相談の実施日数を毎週水曜日の 2 枠から 3 枠に拡充、毎月第 3 木曜日の 3 枠を拡充や女性の就労・キャリアアップ等に関するセミナーの開催を年 3 回以上に拡充しました。

また、ねやがわシティ・ステーション内に地域就労支援センターとハローワーク枚方職業紹介コーナーを併設し、就労相談や職業紹介・求人情報の検索などの就労支援を行っています。平成 29 年 9 月には、産業振興センターにハローワーク枚方の専門スタッフによる出張マザーズコーナーを開設し、翌年 7 月には、更に利用者の利便性の向上を図るため RELATTO（子育てリフレッシュ館）に移設し、子育て中の方の就労支援に取り組んでいます。

男女共同参画審議会については、平成28年度から、審議会の更なる充実と議論を深めるために、開催回数を2回から4回に拡充し、平成29年度には、子どもたちの男女平等意識の向上を目指して、男女共同参画啓発冊子「男女共同参画って、なーに？」の企画・編集を行い、市立の小・中学校、幼稚園、保育所に配布しました。

平成30年度には、中核市移行に伴い、LGBTなどの性的少数者に配慮した取組推進の一環として、申請書等の性別表記調査を実施し、公的書類の性別欄の全庁的な見直しを行いました。取組を通じて、各職員に性的少数者についての正しい理解と配慮を求めました。

令和元年度には、より一層、市立の小・中学校におけるいじめ防止対策を推進するための組織を市長部局に設置し、いじめ対応及びいじめ防止対策を推進するとともに、市職員間におけるハラスメント防止対策の強化に取り組んでいます。

仕事と子育ての両立支援の取組

平成27年度から、子ども・子育て支援新制度が開始されたことにより、本市では、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実等を目指す「第1期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、また、令和2年3月には、「次世代育成支援行動計画」、「母子保健計画」、「母子家庭等自立促進計画」、「子どもの貧困対策計画」を内包する「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定して、総合的な子育て支援に取り組んでいます。

平成28年度には、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、市の実情に応じて留守家庭児童会及び放課後子供教室を効果的に実施できるように検討を行う「放課後子ども総合プラン運営委員会」を設置して、市立小学校における児童の放課後対策を充実することで、子どもの健全育成と保護者の安心に努めています。

また、本市では、既存保育所等の定員増や定員弾力化による児童の受入れなどの待機児童対策を積極的に推進することで、北河内7市で唯一、平成26年度から3年連続で4月1日時点における待機児童0人を達成しました。しかし、保育士不足の深刻化によって、平成29年4月1日時点の待機児童0人の継続が危ぶまれる事態となったことから、平成28年度に、保育士の処遇改善等の確保対策を盛り込んだ「待機児童ZEROプラン」を策定し、平成29年度以降も、各年度4月1日時点の待機児童0人を達成してきました。令和元年7月からは、将来を見据え、保育の質の向上を視野に入れた年間を通じた待機児童0人に取り組むため、取組期間を2年延長し、潜在保育士就職促進事業等の事業を拡充した「待機児童ZEROプランR」の取組を推進しています。

平成30年度には、子育て総合支援拠点として「RELATTO（子育てリフレッシュ館）」を開設し、また、同年度には「子育て世代包括支援センター SKIP～すきっぷ～」を保健福祉センター及びRELATTO（子育てリフレッシュ館）内に設置して、妊娠期から子育て期にわたる保護者と子どもに対する切れ目のない支援を行っています。

5. プランの概要

(1) プラン策定の経緯

本プラン策定に当たっては、学識者や市議会議員、関係団体、公募市民で構成する、男女共同参画審議会における数次にわたる審議のほか、「男女共同参画に関する意識調査」やパブリック・コメントの実施による市民の意識及び意見等の情報を収集することにより、本市の実情に即したプランの策定に努めました。本プランは、男女共同参画社会の実現という目的のために、市民・地域社会、企業と行政が協働し、それぞれの役割を担い、課題を解決するための指針となるものです。

「男女共同参画に関する意識調査」の概要

令和元年度に実施した調査は、これまでの20歳以上の市民3,000人に加え、新たに次世代を担う小学生から大学生1,000人と市内事業所1,000か所を対象に行いました。

調査の種類	対象者	有効回収数(率)	
市民意識調査	20歳以上の市民3,000人 (男女各1,500人)	1,099件	(36.6%)
⑧事業所実態調査	従業員が10人以上の市内事業所 1,000か所	357事業所	(35.7%)
⑧小学生から大学生への調査	小学校6校278人	252件	(90.6%)
	中学校6校250人	220件	(88.0%)
	高校3校276人	250件	(90.6%)
	大学2校250人	244件	(97.6%)

調査期間: 令和元年9月～11月

(2) プランの構成

本プランの構成は、プランが目指す3つの「基本目標」と、「基本目標」を実現するために取り組む「課題」、課題解決に向けた施策推進のための「施策の方向」を設定し、体系化しています。

(3) プランの期間

本プランの期間は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とします。

なお、社会状況の変化等、男女共同参画施策を取り巻く状況に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。

(4) プランの位置付け

- ①本プランは、「男女共同参画社会基本法」に基づいて、本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するためのプランで、推進すべき基本目標とそれに基づく具体的取組を明らかにしています。
- ②本プランは、「第六次寝屋川市総合計画」を推進するための分野別計画で、子育て、保健、福祉等に関する関連計画と整合性を図りながら策定し、男女共同参画の視点で横断的に捉えています。
- ③本プランは、「男女共同参画社会基本法」に示された「国の責務・地方公共団体の責務・国民の責務」を踏まえ、行政とともに市民等の主体的な参画を得ながら、取組を推進するための指針となるものです。
- ④本プランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」といいます。）及び「女性活躍推進法」に規定される「市町村DV防止基本計画」「市町村女性活躍推進計画」を包含しています。

【 計画の位置付け 】

